労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百九十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十五条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号イ中「二百度」を「三百度」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定（同条第一号イに係る部分を除く。）は、同年二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　次に掲げる物のうち、この政令の施行の日（第二号に該当する物にあっては、前条ただし書に規定する規定の施行の日）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

一　この政令による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号。次号において「旧改正令」という。）附則第三条第一号に掲げる物（同号イに該当する物であって、化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分（二百度以上三百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるものに限る。）

二　旧改正令附則第三条第四号に掲げる物

第三条　前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この政令（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百九十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十九条第一項、第二項及び第四項、第三十七条、第四十条第一項、第四十八条、第六十八条、第七十二条、第百三十八条第二項から第四項まで、第百三十九条第一項並びに第百四十三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第四十一条）
第二章　経過措置（第四十二条―第六十四条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（船員保険法施行令の一部改正）

第一条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を削り、「第三条―第二十六条」を「第二条―第十六条」に、「第二十七条―第三十六条」を「第十七条―第三十三条」に、「第三十七条―第四十条」を「第三十四条・第三十五条」に改める。

第一条を次のように改める。

（法第二条第三項の常時勤務することを要しない者で政令で定めるもの）

第一条　船員保険法（以下「法」という。）第二条第三項の常時勤務することを要しない者で政令で定めるものは、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十四条の五第一項に規定する者とする。

第二条及び第三条を削る。

第三条の二第一項中「第二十七条ノ四」を「第三十条」に、「第五十条ノ九」を「第七十二条」に改め、「（職務外の事由により死亡した場合に限る。）」を削り、「その額」を「その金額」に、「各号に定める額」を「各号に定める金額」に改め、同項第一号中「遺族に」を「法第七十二条第一項の規定による葬祭料の支給に併せて」に、「掲げる額」を「掲げる金額」に、「控除した額」を「控除した金額」に改め、同号イ中「相当する額」を「相当する金額」に改め、同号ロ中「額」を「金額」に改め、同項第二号中「遺族以外の者に」を「法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給に併せて」に、「掲げる額」を「掲げる金額」に、「控除した額」を「控除した金額」に、「当該額」を「当該金額」に改め、同号イ中「相当する額」を「相当する金額」に改め、同号ロ中「第二十五条」を「第六条」に、「額」を「金額」に改め、同条第二項中「第二十七条ノ四」を「第三十条」に、「第五十条ノ十」を「第八十条」に、「その額」を「その金額」に、「掲げる額」を「掲げる金額」に、「控除した額」を「控除した金額」に改め、同項第一号中「相当する額」を「相当する金額」に改め、同項第二号中「第二十六条」を「第六条」に、「額」を「金額」に改め、第二章中同条を第二条とする。